

第47期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時20分）

場所

神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
レンブラントホテル海老名
3階 ラ・ローズ

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第47期定時株主総会を6月24日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、株主総会の議案とメイコーグループの第47期の概況について記載しておりますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 名屋 佑一郎

目次

第47期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	24
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号
株 式 会 社 **メ イ コ ー**
代表取締役社長 名 屋 佑 一 郎

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、書面又はインターネット等により議決権を行使することができます。3ページから4ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照の上、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
レンブラントホテル海老名 3階 ラ・ローズ
3. 目的事項
報告事項 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
 1. 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 計算書類の内容報告の件決議事項 第1号議案 定款一部変更の件（1）
第2号議案 定款一部変更の件（2）
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
4. 議決権行使に関する事項
3ページから4ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社は、以下の事項を法令及び定款第15条の規定に基づき、下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、②連結計算書類のうち「連結注記表」、③計算書類のうち「個別注記表」
なお、上記①から③は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、上記②及び③は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.meiko-elec.com/ir/stock/meeting.html>）に掲載いたします。

議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使



行使期限 2022年6月23日（木）午後5時20分

当社指定の議決権行使サイト <https://www.web54.net>にて
行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次ページをご覧ください。

書面（郵送）による議決権行使



行使期限 2022年6月23日（木）午後5時20分

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、
行使期限までに到着するようご返送ください。

当日ご出席の場合



開催日時 2022年6月24日（金）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。
(受付開始 午前9時20分)

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面（議決権行使書用紙）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) スマートフォンをご利用の方 （「スマート行使」によるお手続き）

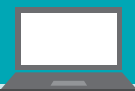


※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

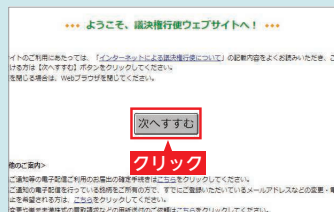
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記(2)の議決権行使サイトへアクセスしてください。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

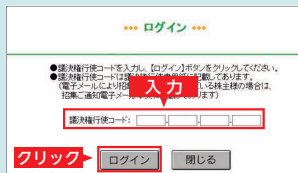
(2) パソコンをご利用の方 （「議決権行使サイト」によるお手続き）



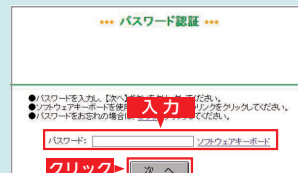
1 議決権行使サイトへアクセスし、**「次へ進む」**をクリック



2 お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック



3 お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- インターネットによる議決権行使は、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031（午前9時～午後9時）

<その他のご照会> **0120-782-031**（平日午前9時～午後5時）

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

当社グループは、業績の伸長に比例して有利子負債が増加しており、自己資本を強化して有利子負債とのバランスを改善し、安定した経営基盤の下で、機動的な投資戦略を可能とする財務柔軟性を確保すべきと考えており、当社グループの成長戦略の中での設備投資に必要な資金調達を行う場合には、負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達の実施により自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。また、資本性の資金調達において普通株式による資金調達は、大幅な希薄化を直ちに伴い、既存株主の株主価値を損ないかねないことから、普通株式への転換権が無く、将来的にも普通株式の希薄化を伴わない資本調達である社債型種類株式が最も適切な選択肢であると考えております。

本議案は、かかる考えの下、今後、社債型種類株式を用いた資金調達を柔軟に実行可能とするため、社債型種類株式である第一回社債型種類株式に関する規定を新設する旨の定款変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が原案とおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 7,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>7,000万株</u> 第一回社債型種類株式 <u>100株</u></p>
<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、<u>第一回社債型種類株式につき1株</u>とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	第二章の二 第一回社債型種類株式
(新設)	<p>(優先配当金)</p> <p>第9条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一回社債型種類株式を有する株主（以下「第一回社債型種類株主」という。）または第一回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第一回社債型種類株主と併せて「第一回社債型種類株主等」という。）に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、第一回社債型種類株式1株につき、以下の（1）または（2）に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度中の日であって当該基準日より前の日を基準日として第一回社債型種類株主等に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額（第一回社債型種類株式1株当たりの払込金額の8%に相当する額を上限とする。）</p> <p>(2) 第一回社債型種類株式1株当たりの払込金額相当額に第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める計算方法により、当該取締役会決議において定める配当率（8%を上限とする。）を乗じて算出した額</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>2. ある事業年度に属する日を基準日として第一回社債型種類株主等に対して支払われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき本項に従い累積した累積未払優先配当金（以下に定義する。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度末日を基準日として算出した優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払優先配当金」という。）は、翌事業年度以降、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により累積する（ただし、金利を定める場合には、当該取締役会の決議において定めた年率とし、8%を上限とする。）。累積した未払優先配当金（以下「累積未払優先配当金」という。）については、前項に定める剰余金の配当及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第一回社債型種類株式1株につき累積未払優先配当金の額に達するまで、第一回社債型種類株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当する。</p>
(新設)	<p>3. 当社は、第一回社債型種類株主等に対して、第1項に定める優先配当金及び前項に定める累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。</p>
(新設)	<p>(残余財産の分配) 第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、第一回社債型種類株主等に対して、普通株主等に先立って、第一回社債型種類株式1株当たり、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。</p> <p>2. 第一回社債型種類株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(議決権)</p> <p>第9条の4 第一回社債型種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</p> <p>2. 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>3. 第一回社債型種類株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第9条の5 第一回社債型種類株主は、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める期間中、当社に対して金銭を対価として自己の有する第一回社債型種類株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、当該第一回社債型種類株主の有する当該第一回社債型種類株式の全部または一部を取得すると引換えに、当該請求の日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該請求にかかる取得の効力が生じる日に、当該第一回社債型種類株主に対して、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。かかる取得の請求の日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当社が取得すべき第一回社債型種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかった第一回社債型種類株式については、かかる取得の請求がなされなかったものとみなす。</p>

現行定款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第9条の6 当社は、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める日(同日を含む。)以降、いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、第一回社債型種類株主等の意思にかかわらず、当社が第一回社債型種類株式の全部または一部を取得すると引換えに、当該日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第一回社債型種類株主等に対して、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付することができる。なお、第一回社債型種類株式の一部を取得するときは、当社が取得する第一回社債型種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。</p>
(新設)	<p>(株式の併合、分割、無償割当て等)</p> <p>第9条の7 法令に別段の定めがある場合を除き、第一回社債型種類株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2. 第一回社債型種類株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p>
(新設)	<p>(譲渡制限)</p> <p>第9条の8 譲渡による第一回社債型種類株式の取得については、取締役会の承認を要する。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会)</p> <p>第15条の2 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第11条、第12条、第13条第1項、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. <u>前二項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

第2号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するために規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役1名を減員し、11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	な や ゆう いち ろう 名 屋 佑 一 郎	再任 代表取締役社長執行役員
2	しの ざき まさ くに 篠 崎 政 邦	再任 取締役専務執行役員
3	わ だ じゅん や 和 田 純 也	再任 取締役専務執行役員
4	さか て あつし 坂 手 敦	再任 取締役常務執行役員
5	き きょう よし ひと 桔 梗 芳 人	再任 取締役常務執行役員
6	な や しげる 名 屋 茂	再任 取締役執行役員
7	シン ユン ホ 申 允 浩	再任 取締役
8	つち や な お 土 屋 奈 生	再任 社外 独立 社外取締役
9	にし やま よう すけ 西 山 洋 介	再任 社外 独立 社外取締役
10	はら だ たかし 原 田 隆	再任 社外 独立 社外取締役
11	こ ばやし とし ふみ 小 林 俊 文	再任 社外 独立 社外取締役

1

な や ゆう いち ろう
名屋 佑一郎 (1943年12月9日生)

再任



略歴、地位及び担当

1975年 11月 当社設立 代表取締役社長
 1982年 3月 マルチテック株式会社 (現株式会社メイコーテック) 代表取締役
 1997年 3月 株式会社山形メイコー代表取締役
 1998年 12月 名幸電子 (広州南沙) 有限公司 董事長
 2005年 7月 名幸電子 (武漢) 有限公司 董事長
 2006年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

名幸電子香港有限公司 董事
 Meiko Electronics Vietnam Co.,Ltd. Chairman of the Board
 Meiko Electronics Thang Long Co.,Ltd. Chairman of the Board

取締役候補者とした理由

名屋佑一郎氏は、創業者として、当社設立以来、経営のトップとして当社を牽引し成長させてきた実績及び優れた経営手腕並びに当社全体及び電子回路基板業界に対する深い知見を有しており、今後もその経営手腕及び知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

4,703,972株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

2

しの ぎさ まさ くに
篠崎 政邦 (1952年10月19日生)

再任



略歴、地位及び担当

1989年 10月 当社入社
 2007年 4月 当社執行役員
 名幸電子 (広州南沙) 有限公司 営業統括本部長、亜洲営業部長
 2009年 4月 当社常務執行役員
 名幸電子 (広州南沙) 有限公司 副総経理、営業統括本部長
 2011年 5月 当社専務執行役員
 2011年 6月 当社取締役専務執行役員 (現任)
 2014年 2月 当社営業統括本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

篠崎政邦氏は、当社入社以来培ってきた営業部門の経験、ノウハウ及び専門的知識並びに当社グループの営業部門を統括してきた実績及び経験を有しており、今後もその知見をもって当社グループの営業部門を統括し、当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

21,816株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

3

わだ じゅん や
和田 純也

(1961年3月6日生)

再任

**略歴、地位及び担当**

1984年 4月 日本ビクター株式会社入社
 2008年 4月 当社入社
 2010年 6月 名幸電子（広州南沙）有限公司工場長
 2012年 6月 当社執行役員
 Meiko Electronics Vietnam Co.,Ltd. General Director、工場長
 2014年 2月 当社品質保証本部長
 2016年 4月 当社上席執行役員
 2016年 8月 名幸電子（広州南沙）有限公司董事総経理
 2017年 4月 当社常務執行役員
 名幸電子（広州南沙）有限公司董事長（現任）
 名幸電子（武漢）有限公司董事長（現任）
 2017年 6月 当社取締役常務執行役員
 2021年 4月 当社取締役専務執行役員、社長室長（現任）

所有する当社株式の数
2,802株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

重要な兼職の状況

名幸電子（広州南沙）有限公司董事長、名幸電子（武漢）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

和田純也氏は、広州南沙で工場長を務め、当社グループの中国拠点を統括してきた実績及び経験並びに品質保証部門を統括してきた経験を有しており、今後もその知見を当社に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4

さか て あつし
坂手 敦

(1973年11月24日生)

再任

**略歴、地位及び担当**

1996年 4月 当社入社
 2011年 3月 当社経営改革室長
 2018年 4月 当社執行役員
 当社製造本部長（現任）
 2019年 4月 株式会社山形マイコー代表取締役（現任）
 2021年 4月 当社常務執行役員
 2021年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

所有する当社株式の数
3,938株

取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

重要な兼職の状況

株式会社山形マイコー代表取締役

取締役候補者とした理由

坂手敦氏は、当社グループの工場を統括してきた実績、経験及び専門的な知識並びに当社子会社の代表取締役として経営に携わってきた経験を有しており、その知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

き きょう よし ひと
桔梗 芳人

(1955年2月5日生)

再任



所有する当社株式の数
719株

取締役会への出席状況
11回／11回 (100%)

略歴、地位及び担当

1978年 4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行
 2000年 4月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）大阪営業部長
 2003年 10月 株式会社りそな銀行執行役東京営業推進部長
 2004年 4月 同社常務執行役
 2005年 6月 株式会社近畿大阪銀行（現株式会社関西みらい銀行）代表取締役副社長
 2006年 6月 同社代表取締役社長
 株式会社りそなホールディングス経営執行役
 シークス株式会社取締役
 2012年 3月 同社代表取締役社長
 2013年 3月 同社代表取締役社長
 2020年 3月 同社相談役
 2020年 6月 当社顧問
 2021年 4月 当社常務執行役員
 当社EMS・映像・産機統括本部長（現任）
 2021年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

桔梗芳人氏は、他社において代表取締役社長として経営に携わってきた実績及び経験並びにEMS事業に対する深い知見及び理解を有しており、その知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

6

な や しげる
名屋 茂

(1975年1月9日生)

再任



所有する当社株式の数
24,838株

取締役会への出席状況
11回／11回 (100%)

略歴、地位及び担当

2004年 3月 当社入社
 2017年 5月 株式会社メイコーテック代表取締役（現任）
 2018年 4月 当社新事業開発部長
 2021年 4月 当社執行役員
 当社パワーエレクトロニクス本部長（現任）
 2021年 6月 当社取締役執行役員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社メイコーテック代表取締役

取締役候補者とした理由

名屋茂氏は、当社子会社の代表取締役として経営に携わってきた実績及び経験並びに当社の製品及び技術の研究開発への深い知見を有しており、その知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

7

シン
申

ユン ホ
允浩

(1952年8月28日生)

再任



所有する当社株式の数
一株

取締役会への出席状況
11回／14回 (79%)

略歴、地位及び担当

1989年 8月 三星重工業株式会社入社
1995年 5月 三星ジャパン株式会社に転籍
2000年 12月 三星電機株式会社に転籍 基板事業部営業チーム長
2006年 5月 Dapara Tech Co., Ltd.設立 代表理事 (現任)
2014年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Dapara Tech Co., Ltd.代表理事

取締役候補者とした理由

申允浩氏は、他社の業務執行取締役として経営に携わってきた実績及び経験並びにスマートフォン業界及び電子回路基板業界に対する専門的な知識を有しており、今後もその知見を当社の経営に反映いただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

8

つちや なお
土屋 奈生

(1973年10月23日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
- 株

取締役会への出席状況
14回 / 14回 (100%)

略歴、地位及び担当

2003年 10月 第一東京弁護士会登録
2003年 10月 隼国際法律事務所（現隼あすか法律事務所）入所
2012年 1月 隼あすか法律事務所パートナー
2012年 6月 株式会社シーボン社外監査役
2014年 11月 PwC弁護士法人パートナー
2016年 5月 株式会社ラック入社
2016年 11月 同社執行役員法務部長
2018年 4月 同社執行役員法務部長兼知財室長
2018年 6月 当社社外取締役（現任）
2020年 4月 株式会社ラック法務部長兼知財室長
2020年 6月 同社非常勤取締役（現任）
2020年 10月 ヤフー株式会社法務統括本部法務本部長
2022年 4月 ヤフー株式会社法務統括本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ラック非常勤取締役、ヤフー株式会社法務統括本部長

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

土屋奈生氏は、他社の執行役員として経営に携わってきた経験、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する高度な専門知識に基づき、客観的かつ専門的な視点から適切な助言及び監督を行っております。今後もその知見に基づく助言及び監督を行っていただくことが期待され、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

9

にし やま よう すけ
西山 洋介

(1954年8月3日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位及び担当

- 1977年 4月 サノヤドック株式会社入社
- 1979年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
- 2001年 4月 同社滋賀県野洲工場長
- 2003年 8月 京セラSLCテクノロジー株式会社に転籍 取締役SLC事業部長
- 2004年 10月 同社常務取締役生産本部長
- 2008年 6月 同社専務取締役
- 2013年 10月 旧京セラサーキットソリューションズ株式会社 (2014年10月京セラSLCテクノロジー株式会社と統合) (※) に転籍
代表取締役社長
- 2014年 10月 京セラサーキットソリューションズ株式会社 (2016年4月京セラ株式会社に吸収合併) 取締役技術開発本部長
- 2016年 4月 京セラ株式会社 有機材料部品事業本部 技術開発部 副事業部長
- 2016年 11月 株式会社ソシオネクスト非常勤顧問 (現任)
ツジコー株式会社非常勤取締役 (現任)
日本アドバンスアグリ株式会社非常勤取締役 (現任)
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

※略歴中の「旧京セラサーキットソリューションズ株式会社」とは、京セラSLCテクノロジー株式会社との統合前の京セラサーキットソリューションズ株式会社を指しております。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西山洋介氏は、他社において業務執行取締役及び代表取締役社長として経営に携わってきた経験並びに電子回路基板業界における豊富な経験と知識に基づき、当社の経営への適切な助言及び監督を行っております。今後もその知見に基づく助言及び監督を行っていただくことが期待され、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

10

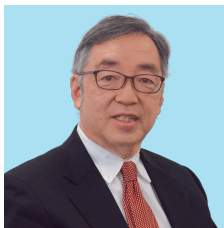
はら だ
原田たかし
隆

(1956年2月13日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
一株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位及び担当

1979年 4月 ソニー株式会社入社
 1998年 4月 ソニーフランス株式会社アルガス事業所取締役
 2002年 7月 ソニー株式会社本社総務センター統括部長
 2010年 6月 ソニーエナジー・デバイス株式会社常勤監査役
 2013年 4月 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社
 監査役（兼任）
 2013年 10月 ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社
 常勤監査役
 2016年 6月 当社社外監査役
 2016年 12月 カンタツ株式会社社外監査役
 2017年 5月 アンビュー株式会社社外監査役
 2019年 6月 カンタツ株式会社常勤社外監査役
 2020年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原田隆氏は、他社において監査役として経営に関与してきた経験及び当社の社外監査役としての経験に基づく当社の事業への深い理解に基づき、当社の経営への適切な助言及び監督を行っております。今後もその知見に基づく助言及び監督を行っていただくことが期待され、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は2016年6月から2020年6月まで当社の社外監査役でありましたが、社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

11

こばやし とし ふみ
小林 俊文

(1957年10月4日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)**略歴、地位及び担当**

1980年 4月 日本オイルシール工業株式会社 (現NOK株式会社) 入社
 2005年 4月 日本メクトロン株式会社に転籍
 2005年 6月 同社取締役
 2006年 4月 同社常務取締役生産本部長
 2009年 6月 同社代表取締役社長
 2011年 5月 社団法人日本電子回路工業会
 (現一般社団法人日本電子回路工業会) 理事
 2012年 2月 同法人副会長
 2013年 5月 同法人会長 (現任)
 2019年 11月 日本メクトロン株式会社相談役
 2020年 11月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

一般社団法人日本電子回路工業会会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小林俊文氏は、他社において代表取締役社長として経営に携わってきた経験及び電子回路基板業界における豊富な経験と知識に基づき、当社の経営への適切な助言及び監督を行っていただいております。今後もその知見に基づき及び助言、監督を行っていただくことが期待され、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年7か月となります。

- (注) 1. 取締役候補者申允浩氏が代表理事であるDapara Tech Co., Ltd.と当社との間に商取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数は、2022年3月31日現在のものであり、役員持株会の所有株式も含むものであります。
3. 土屋奈生氏、西山洋介氏、原田隆氏及び小林俊文氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、土屋奈生氏、西山洋介氏、原田隆氏及び小林俊文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社は、申允浩氏、土屋奈生氏、西山洋介氏、原田隆氏及び小林俊文氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された際には、当該契約を継続する予定であります。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、5百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。
5. 坂手敦氏、桔梗芳人氏及び名屋茂氏の取締役会への出席状況は、取締役選任後に出席した取締役会を対象としております。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者がその業務執行にあたって、会社や第三者に経済的な損害を与えたとして保険期間中に損害賠償請求がされた場合に被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしており、当該保険契約は2022年12月に更新する予定であります。なお、全ての被保険者についてその保険料の全額を当社が負担しております。取締役候補者各氏が取締役に選任された場合は、取締役候補者各氏が当該保険契約の被保険者となります。
7. 原田隆氏が2016年12月から社外監査役を務めていたカンタツ株式会社において、2018年ころから2020年12月までの間に不適切な会計処理が行われたとの調査報告が、2021年3月に、同社の親会社であるシャープ株式会社からなされております。同氏は、平素より法令順守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行っており、本件においても、同氏の行った監査役監査により、カンタツ株式会社の経営トップと一部の取締役の入念な隠蔽工作により行われた本件事実が発覚するとともに、発覚後においてもシャープ株式会社監査部及び外部専門家から構成される調査委員会との緊密な連携による事態の全容解明に努め、再発防止徹底及び法令順守強化に関する意見を述べる等、その職責を果たしております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリクス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会の構成及び専門性は以下の表のようになります。なお、下記の一覧表は各取締役の有する全ての知見・経験を表すものではなく代表的と思われるスキルを表したものです。

氏名	独立性	社長経験 (当社グループ 子会社 除く)	業界の知見	財務会計	営業販売	海外経験	製造技術	法務・リー ガルコンプ ライアンス
名 屋 佑一郎		●	●	●	●	●	●	●
篠 崎 政 邦			●		●	●		●
和 田 純 也			●			●	●	●
坂 手 敦			●			●	●	●
桔 梗 芳 人		●	●	●	●	●		●
名 屋 茂			●		●	●		●
申 允 浩		●	●		●	●		
土 屋 奈 生	●							●
西 山 洋 介	●	●	●	●	●		●	
原 田 隆	●		●	●		●		●
小 林 俊 文	●	●	●	●	●		●	

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役佐藤孝幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役露木豊彦氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1

まつ だ たか ひろ
松田 孝広

(1958年5月29日生)

新任



所有する当社株式の数

12,025株

取締役会への出席状況

13回/14回 (93%)

略歴及び地位

1983年 4月 当社入社
2010年 4月 当社執行役員
名幸電子（武漢）有限公司工場長
2012年 6月 名幸電子（武漢）有限公司董事総経理
2016年 4月 当社上席執行役員
2016年 8月 当社品質保証本部長
2017年 4月 当社常務執行役員
当社総務本部長
株式会社山形メイコー代表取締役
2017年 6月 当社取締役常務執行役員
2018年 11月 当社技術本部長（現任）

監査役候補者とした理由

松田孝広氏は、当社の品質保証部門、技術部門及び総務本部の統括を歴任してきた実績及び経験並びに当社製品の製造、品質及び技術全般に関する幅広い知見を有しております。その実績及び知見を生かし、当社の監査職務に反映いただくため、監査役として選任をお願いするものであります。



略歴及び地位

1997年 4月 住友海上火災保険株式会社
(現三井住友海上火災保険株式会社) 入社
2008年 12月 第一東京弁護士会登録
2009年 1月 敬和総合法律事務所入所
2020年 7月 敬和総合法律事務所パートナー (現任)
2021年 1月 リンカーズ株式会社社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

敬和総合法律事務所パートナー、リンカーズ株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

江尻琴美氏は、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する高度な専門知識並びに監査に関する知見を有しております。その専門知識及び経験を生かし、独立した立場から監査の実効性を確保いただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

所有する当社株式の数
一株

取締役会への出席状況
一回／一回 (一%)

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 江尻琴美氏は社外監査役候補者であります。
3. 江尻琴美氏の戸籍上の氏名は、鶴田琴美氏であります。
4. 当社は、江尻琴美氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
5. 松田孝広氏の取締役会への出席状況は、取締役として出席した取締役会を対象としております。
6. 責任限定契約の概要
当社は、松田孝広氏及び江尻琴美氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約の締結を予定しております。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、5百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者がその業務執行にあたって、会社や第三者に経済的な損害を与えたとして保険期間中に損害賠償請求がされた場合に被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしており、当該保険契約は2022年12月に更新する予定であります。なお、すべての被保険者についてその保険料の全額を当社が負担しております。監査役候補者各氏が監査役に選任された場合は、監査役各氏が当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考) 選任後の監査役会の構成

氏名	当社における地位
まつだ たかひろ 松田 孝広	新任 監査役 (常勤)
みやうち ひろし 宮内 弘	非改選 社外 独立 社外監査役
えじり ことみ 江尻 琴美	新任 社外 独立 社外監査役

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における電子部品業界は、半導体不足や世界的なサプライチェーンの混乱により、自動車をはじめとする最終製品の減産につながるなど混乱が見られました。今後も新型コロナウイルス感染症対策のロックダウンに起因する生産調整や、ウクライナ情勢等による資源価格やエネルギー価格の上昇等による生産コストの高騰など不透明感は継続しております。

このような状況の中当社グループでは、受注面は自動車の減産や中国ロックダウンによるスマートフォンの減産の影響が年後半に見られました。販売面では、車載向け基板は顧客内のシェアが拡大していることに加え、電装化による需要拡大が継続しました。スマートフォン向け基板においても顧客内シェアが拡大し、これ以外の商品においても全般的に販売が増加しました。収益面では、各工場の高稼働が継続する中、全社的なコスト削減策や歩留まり改善等の施策により好調に推移しました。これに加え、為替が円安で推移したことにより当連結会計年度の売上高と利益は過去最高を更新しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、151,275百万円（前期比26.8%増）と前期と比べ32,018百万円の増収となりました。損益面では、営業利益が13,255百万円（前期比99.1%増）、経常利益が14,294百万円（前期比150.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が11,451百万円（前期比146.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、14,388百万円でありました。その主なものは、ベトナム工場及び中国武漢工場における生産設備の増強、品質向上等に係る設備投資や、国内における新工場建設に係る設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、コロナ禍によるサプライチェーンの混乱や材料調達が逼迫している局面に対する運転資金として、金融機関より短期借入金の調達を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「モノづくりを通してお客様に最高の製品とサービスを提供し社員と社会に幸福を」という経営理念のもと、企業価値の向上と持続的成長を実現する体制の構築を進めております。当社を取り巻く環境としては、自動車のEV化、電装化や通信分野での5G/6Gなどへの対応など社会環境の変化に応じて最先端の高品質な電子回路基板を大量かつ安定的に供給することが求められております。こうした状況下において、資源価格の高騰による調達コストの高騰への対応や、新型コロナウイルス感染症対策によるロックダウンの実施などによる工場操業停止リスクへの対応力の向上が求められた年でもありました。

こうした課題に対処するため、当社では新工場建設による生産能力の拡大と、生産工場の分散化を推進してまいります。具体的には、これまでの貫通板とビルドアップ基板に加えて、新たにパッケージ基板とモジュール基板の生産体制の構築を推進し、石巻第2工場、天童工場、クアンミン工場への新規投資とベトナム第3工場への追加投資を行います。この投資を通じて、当社は貫通基板、ビルドアップ基板、パッケージ基板及びモジュール基板を製品ラインナップに取り揃え、世界的にも数少ないグローバル総合電子回路基板メーカーとして、様々な電子回路基板の需要拡大に対応するとともに、工場間のバックアップ体制を強化し操業停止リスク等に備え、サプライチェーン維持に向けた対応力を強化してまいります。この他にEMS事業では自動運転やEV車関連の受託の強化などを通じて事業の拡大を図ってまいります。収益面では、工場の自動化の推進や歩留まりの改善、また環境面ではCO2削減の取り組みとして省エネ機器の導入や資源のリサイクル等を推進し地球環境の保全に貢献してまいります。

当社グループは、顧客のニーズにあった製品開発を積極的に推進するとともに、社内リソースを最大限活用した弛まぬ生産性改善を全社一体となって推進し、経営基盤をより強固なものとし成長し続ける企業として事業に邁進してまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益向上を経営の重要課題の一つとし、利益配分につきましては経営成績等を総合的に勘案し安定的な配当の維持に努めます。内部留保につきましては、将来にわたる株主の皆様への利益を確保するため、経営基盤をより一層強化、充実するための投資に充当し、今後の事業展開に役立てることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金を1株当たり25円とし、中間配当は1株当たり20円であったことから、年間配当金は1株当たり45円となります。

今後も引き続き業績向上と財務体質の強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

	第 44 期 (2019年3月期)	第 45 期 (2020年3月期)	第 46 期 (2021年3月期)	第 47 期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	118,910	115,479	119,257	151,275
営業利益 (百万円)	8,926	5,189	6,657	13,255
経常利益 (百万円)	8,610	4,789	5,697	14,294
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,743	2,586	4,640	11,451
1株当たり当期純利益 (円)	257.65	98.81	177.33	444.23
総資産 (百万円)	120,655	129,237	142,040	168,328
純資産 (百万円)	33,587	32,482	40,610	58,686

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値等となっております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合(%)	主要な事業内容
株式会社山形メイコー	75百万円	100.0	電子関連事業
株式会社メイコーテック	95百万円	100.0	電子関連事業
株式会社メイコーテクノ	100百万円	100.0	電子関連事業
名幸電子香港有限公司	391,179千USドル	100.0	電子関連事業
名幸電子(広州南沙)有限公司	120,800千USドル	100.0 (66.3)	電子関連事業
名幸電子(武漢)有限公司	173,800千USドル	100.0 (40.7)	電子関連事業
広州市斯皮德貿易有限公司	5,000千元	100.0 (100.0)	電子関連事業
Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.	90,000千USドル	100.0 (100.0)	電子関連事業
Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.	15,000千USドル	100.0	電子関連事業
Meiko Towada Vietnam Co., Ltd.	21,000千USドル	60.0	電子関連事業
Meiko Electronics America, Inc.	1,500千USドル	100.0	電子関連事業

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の(内書)は、間接所有割合であります。
2. 上記に掲げた重要な子会社11社は全て連結子会社であります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループの事業は、電子回路基板等の設計、製造販売及びこれらの付随業務の電子関連事業であります。

(9) 主要な工場及び営業所

本 社	神奈川県綾瀬市	
生産拠点	名 称	所 在 地
国 内	先端基板センター	神奈川県綾瀬市
	福島工場	福島県双葉郡広野町
	山形工場 [株式会社山形メイコー]	山形県西村山郡河北町
	石巻工場 [株式会社山形メイコー]	宮城県石巻市
海 外	中国広州工場 [名幸電子(広州南沙)有限公司]	中国
	中国武漢工場 [名幸電子(武漢)有限公司]	中国
	ベトナム工場 [Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.]	ベトナム
	タンロン工場 [Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.]	ベトナム
	Meiko Towada Vietnam Co., Ltd.	ベトナム
営業拠点	名 称	所 在 地
国 内	本社営業部	神奈川県綾瀬市
	名古屋営業所	愛知県刈谷市
	大阪営業所	大阪府大阪市
	大宮営業所	埼玉県さいたま市
海 外	香港営業所 [名幸電子香港有限公司]	中国
	広州営業本部	中国
	上海営業所	中国
	Meiko Electronics America, Inc.	アメリカ

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末増減
男 性	7,395名	76名減
女 性	6,242名	8名減
合 計	13,637名	84名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（当期の平均雇用人員575名）は含まれておりません。
2. 上記のうち当社の従業員数は533名です。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	15,110百万円
株式会社みずほ銀行	14,136百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,738百万円
三井住友信託銀行株式会社	10,233百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,780,277株 (自己株式1,023,043株を除く。)
 (3) 株主数 4,337名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
名屋 佑一郎	4,703千株	18.25%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,951	11.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,204	8.55
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,025	3.98
CLEARSTREAM BANKING S.A.	1,012	3.93
名幸興産株式会社	608	2.36
有限会社ユーホー	521	2.02
名屋 精一	405	1.57
株式会社三井住友銀行	377	1.46
JP MORGAN CHASE BANK 385632	314	1.22

- (注) 1. 持株比率については、自己株式 (1,023,043株) を控除して算出しております。
 2. 自己株式(1,023,043株)には役員向け株式交付信託及び株式給付信託 (J-ESOP) の139,600株を含んでおりませんが、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を図り、株主還元を充実させるとともに、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、2021年3月22日の当社取締役会決議において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付を含む市場買付により自己株式を取得する旨を決議しました。同決議に基づき、2021年3月23日から2021年12月31日までの間に535,600株の自己株式を総額1,559百万円で取得しました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	名 屋 佑 一 郎	名幸電子香港有限公司董事 Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd. Chairman of the Board Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd. Chairman of the Board
取締役専務執行役員	篠 崎 政 邦	営業統括本部長
取締役専務執行役員	和 田 純 也	名幸電子(広州南沙)有限公司 董事長 名幸電子(武漢)有限公司 董事長 社長室長
取締役常務執行役員	松 田 孝 広	技術本部長
取締役常務執行役員	坂 手 敦	株式会社山形メイコー代表取締役 製造本部長
取締役常務執行役員	桔 梗 芳 人	EMS・映像・産機統括本部長
取締役執行役員	名 屋 茂	株式会社メイコーテック代表取締役 パワーエレクトロニクス本部長
取締役	申 允 浩	Dapara Tech Co., Ltd.代表理事
社外取締役	土 屋 奈 生	株式会社ラック非常勤取締役 ヤフー株式会社法務統括本部法務本部長
社外取締役	西 山 洋 介	
社外取締役	原 田 隆	
社外取締役	小 林 俊 文	一般社団法人日本電子回路工業会会長
常勤監査役	露 木 豊 彦	
社外監査役	佐 藤 孝 幸	佐藤経営法律事務所代表 AI inside株式会社社外取締役 株式会社フィル・カンパニー社外取締役 全研本社株式会社社外監査役 株式会社TORICO社外監査役
社外監査役	宮 内 弘	Phison Electronics Corp. Director

- (注) 1. 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。
2. 監査役佐藤孝幸氏は、米国公認会計士としての実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役土屋奈生氏、西山洋介氏、原田隆氏及び小林俊文氏並びに監査役佐藤孝幸氏及び宮内弘氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役土屋奈生氏は、2022年4月よりヤフー株式会社法務統括本部長に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、5百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び全ての子会社における取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者として、被保険者がその業務執行にあたって、会社や第三者に経済的な損害を与えたとして保険期間中に損害賠償請求がされた場合に被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を補填する旨の、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。但し、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (万円)	報酬等の種類別の総額 (万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	21,061 (2,062)	12,699 (1,872)	5,870 (190)	2,492 (-)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	2,054 (936)	2,054 (936)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 当社は2003年6月27日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしました。

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第46期定時株主総会（同総会終結時点における取締役12名、うち社外取締役4名）において年額500百万円以内（使用人分給与は含まない。）と決議しております。当社監査役の金銭報酬の額は、1984年12月26日開催の第9期定時株主総会（同総会終結時点における監査役2名）において年額30百万円以内と決議し、当該報酬限度額の範囲において、監査役の協議により決定しております。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第46期定時株主総会において、取締役（社外取締役は含まず、業務執行取締役に限る。）に対して、対象期間（当初の信託の期間は3年とする。）に102百万円を当社が拠出する取得資金の上限とし、対象者に付与されるポイント総数の上限を1事業年度あたり28,000ポイント（1ポイントは当社株式1株とする。）とした、株式報酬を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役は含まず、業務執行取締役に限る。）の員数は7名となります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）を、取締役会決議により以下のように定めております。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととしております。なお、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、報酬全体のうち業績連動報酬と株式報酬の占める割合が、業績向上と企業価値の向上に対する業務執行役員の意識を高める機能を果たすよう、適切に設定しています。

ロ 基本報酬（固定報酬）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その役位、職責に応じて他社水準及び従業員給与の水準をも考慮して、総合的に勘案して決定しております。

ハ 賞与（業績連動報酬等）

業績連動報酬は、業績向上と企業価値向上に対する業務執行取締役の意識を高めるため、各業務執行取締役の年度計画に対する達成状況及び管轄する組織の業績等に応じて、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に対する貢献度を総合的に勘案して、算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。なお、業務執行取締役の基本報酬のうち、業績連動部分については、取締役の役位、職責等の他、各月における各業務執行取締役及び管轄する組織の業績等も加味して総合的に決定しています。

なお、当事業年度の連結営業利益の実績は13,255百万円、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は11,451百万円であります。

二 株式報酬

株式報酬は、取締役が株価変動による利益又はリスクを株主と共有することで、業績向上、企業価値向上に対する意欲を高めるため、株式給付信託の方式により、毎年、一定の時期に、業務執行取締役を対象に、予め定められた固定額相当の株式給付ポイントを交付し、当該取締役退任時に、当該株式を交付するものです。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定にかかる委任に関する事項

各取締役の個人別報酬の具体的な内容は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのに最適と判断する代表取締役にその決定を委任することとし、当事業年度においても、2021年6月24日開催の取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長執行役員名屋佑一郎が、取締役会で決議された決定方針に従い、決定しております。

なお、委任を受けた代表取締役の決定に基づき支払われた報酬総額について、取締役会に諮り、報酬限度額の範囲内に収まっていること、また、業績連動報酬等の額も、指標とした実績に占める割合が不相当でないこと等から、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	土 屋 奈 生	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、当社の業務執行上のリスクに関する問題提起を行うなど、企業法務の専門的視点による発言を通じて、当社の経営を適切に監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外取締役	西 山 洋 介	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、他社における経営者としての経験、電子回路基板業界で培った豊富な経験と知見に基づき、電子回路基板事業の経営者視点による発言を通じて、当社の経営を適切に監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外取締役	原 田 隆	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、他社において役員として経営に関与された経験に基づき、当社の経営に関する議論の活発化を促進する助言を行うなど、その専門的視点による発言を通じて、当社の経営を適切に監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外取締役	小 林 俊 文	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、電子回路基板事業を営む他社における経営者としての経験と豊富な知識に基づき、業界特有の事情等に関する助言を行うなど、電子回路基板事業の経営者視点による発言を通じて、当社の経営を適切に監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外監査役	佐 藤 孝 幸	当事業年度開催の取締役会14回全て及び監査役会12回全てに出席し、弁護士及び米国公認会計士としての豊富な知識と専門的経験に基づき、企業法務及び財務に関する専門的視点から、適宜発言を行うとともに取締役の職務執行の監査を行ってまいりました。
社外監査役	宮 内 弘	当事業年度開催の取締役会14回全て及び監査役会12回全てに出席し、電子部品業界における豊富な経験と知的財産権に関する専門的知識に基づき、その専門的視点から、適宜発言を行うとともに取締役の職務執行の監査を行ってまいりました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、5百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	5,300万円
当社及び当社の子会社が支払うべき当事業年度に係る金銭その他の財産上の利益の合計額	5,300万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し検討した結果、会計監査人の報酬は合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の一部の連結子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当社監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正な職務の遂行が困難であると判断する場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	78,367
現金及び預金	10,699
受取手形	2,092
売掛金	33,655
商品及び製品	10,238
仕掛品	8,073
原材料及び貯蔵品	11,457
未収入金	1,117
その他	1,197
貸倒引当金	△164
固定資産	89,961
有形固定資産	82,562
建物及び構築物	25,643
機械装置及び運搬具	41,092
土地	2,445
リース資産	1,636
建設仮勘定	9,925
その他	1,819
無形固定資産	954
投資その他の資産	6,444
投資有価証券	2,554
長期貸付金	552
繰延税金資産	1,841
その他	1,518
貸倒引当金	△22
資産合計	168,328

科目	金額
負債の部	
流動負債	73,027
支払手形及び買掛金	24,319
短期借入金	28,166
1年内返済予定の長期借入金	5,961
リース債務	213
未払法人税等	984
賞与引当金	1,064
役員賞与引当金	58
その他	12,258
固定負債	36,615
長期借入金	32,266
リース債務	392
役員退職慰労引当金	215
株式給付引当金	114
役員株式給付引当金	24
退職給付に係る負債	2,717
その他	883
負債合計	109,642
純資産の部	
株主資本	45,464
資本金	12,888
資本剰余金	6,700
利益剰余金	28,061
自己株式	△2,186
その他の包括利益累計額	13,024
その他有価証券評価差額金	4
繰延ヘッジ損益	△41
為替換算調整勘定	13,173
退職給付に係る調整累計額	△112
非支配株主持分	197
純資産合計	58,686
負債純資産合計	168,328

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	151,275	
売上原価	123,880	
売上総利益	27,394	
販売費及び一般管理費	14,139	
営業利益	13,255	
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当金	15	
為替差益	1,497	
その他	527	2,090
営業外費用		
支払利息	642	
その他	407	1,050
経常利益	14,294	
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	9	12
特別損失		
固定資産除売却損	524	
災害による損失	116	
事業構造改善費用	226	
新型コロナウイルス感染症関連損失	646	
その他	181	1,694
税金等調整前当期純利益	12,612	
法人税、住民税及び事業税	1,347	
法人税等調整額	△171	1,175
当期純利益	11,436	
非支配株主に帰属する当期純損失	14	
親会社株主に帰属する当期純利益	11,451	

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,888	6,464	17,648	△745	36,256
当期変動額					
剰余金の配当			△1,038		△1,038
親会社株主に帰属する当期純利益			11,451		11,451
自己株式の取得				△1,596	△1,596
自己株式の処分		236		155	391
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	236	10,413	△1,441	9,207
当期末残高	12,888	6,700	28,061	△2,186	45,464

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	39	250	4,127	△255	4,161	192	40,610
当期変動額							
剰余金の配当							△1,038
親会社株主に帰属する当期純利益							11,451
自己株式の取得							△1,596
自己株式の処分							391
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△34	△292	9,046	143	8,862	4	8,867
当期変動額合計	△34	△292	9,046	143	8,862	4	18,075
当期末残高	4	△41	13,173	△112	13,024	197	58,686

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	32,194
現金及び預金	3,045
受取手形	269
電子記録債権	948
売掛金	12,319
商品及び製品	4,128
仕掛品	290
原材料及び貯蔵品	458
前払費用	101
関係会社短期貸付金	2,448
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	5,698
その他	2,488
貸倒引当金	△2
固定資産	79,046
有形固定資産	11,416
建物	2,560
構築物	62
機械及び装置	2,769
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	244
土地	2,445
リース資産	352
建設仮勘定	2,975
無形固定資産	92
ソフトウェア	81
その他	11
投資その他の資産	67,536
投資有価証券	777
関係会社株式	53,447
関係会社長期貸付金	12,428
繰延税金資産	610
その他	292
貸倒引当金	△19
資産合計	111,241

科目	金額
負債の部	
流動負債	49,867
支払手形	42
買掛金	11,696
短期借入金	24,532
1年内返済予定の長期借入金	5,961
リース債務	85
未払金	5,331
未払費用	449
未払法人税等	846
預り金	28
賞与引当金	702
役員賞与引当金	58
その他	132
固定負債	35,268
長期借入金	32,266
リース債務	320
退職給付引当金	2,179
役員退職慰労引当金	215
株式給付引当金	114
役員株式給付引当金	24
デリバティブ債務	146
負債合計	85,135
純資産の部	
株主資本	26,200
資本金	12,888
資本剰余金	6,764
資本準備金	4,041
その他資本剰余金	2,722
利益剰余金	8,733
その他利益剰余金	8,733
別途積立金	2,825
繰越利益剰余金	5,908
自己株式	△2,186
評価・換算差額等	△95
その他有価証券評価差額金	4
繰延ヘッジ損益	△100
純資産合計	26,105
負債純資産合計	111,241

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		55,267
売上原価		46,274
売上総利益		8,993
販売費及び一般管理費		4,601
営業利益		4,391
営業外収益		
受取利息	203	
受取配当金	403	
為替差益	1,616	
その他	298	2,521
営業外費用		
支払利息	540	
その他	71	612
経常利益		6,300
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	9	12
特別損失		
固定資産除却損	53	
固定資産売却損	0	
災害による損失	61	
その他	1	115
税引前当期純利益		6,197
法人税、住民税及び事業税	935	
法人税等調整額	△111	824
当期純利益		5,373

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,888	4,041	2,486	6,528	2,825	1,574	4,399
当期変動額							
剰余金の配当						△1,038	△1,038
当期純利益						5,373	5,373
自己株式の取得							
自己株式の処分			236	236			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	236	236	—	4,334	4,334
当期末残高	12,888	4,041	2,722	6,764	2,825	5,908	8,733

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△745	23,071	39	△0	38	23,109
当期変動額						
剰余金の配当		△1,038				△1,038
当期純利益		5,373				5,373
自己株式の取得	△1,596	△1,596				△1,596
自己株式の処分	155	391				391
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△34	△99	△133	△133
当期変動額合計	△1,441	3,129	△34	△99	△133	2,995
当期末残高	△2,186	26,200	4	△100	△95	26,105

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社メイコー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイコーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社メイコー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイコーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社メイコー 監査役会
 常勤監査役 露 木 豊 彦 ㊟
 社外監査役 佐 藤 孝 幸 ㊟
 社外監査役 宮 内 弘 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県海老名市中央二丁目9番50号

レンブラントホテル海老名 3階 ラ・ローズ

電話：046 (235) 4411



交通

小田急線、相鉄線、JR相模線

海老名駅より 徒歩10分

● 小田急線／新宿駅より急行で50分

● 相鉄線／横浜駅より40分

● JR相模線／茅ヶ崎駅より30分